

会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は定款第 7 条の規定に基づき、会員の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の入会金)

第 2 条 正会員の入会金は、次のとおりとする。

- | | |
|--|----------------|
| (1) 資本金又は出資金 1 億円以上の不動産鑑定業者の代表又は 5 人以上の不動産鑑定士等を有する不動産鑑定業者の代表 | 1 5 0, 0 0 0 円 |
| (2) 上記以外の不動産鑑定業者の代表 | 8 0, 0 0 0 円 |
| (3) 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 | 5 0, 0 0 0 円 |
| (4) (1)、(2)号の代表が(3)号の士等を兼ねる場合は、(3)号の入会金は免除する。 | |

2 不動産鑑定業者に属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交替入会する場合の入会金は徴収しない。

(正会員以外の会員の入会金)

第 3 条 正会員以外の会員の入会金は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 賛助会員 | 3 0, 0 0 0 円 |
| (2) 特別会員 | 1 0, 0 0 0 円 |
| (3) 名誉会員 | 入会金は徴収しない |

(中途入会、会費区分変更にかかる入会金)

第 4 条 会員が入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合、後の入会金の金額が前の入会金の金額以上であるときは入会金の差額を納入しなければならない。

(正会員の通常会費)

第 5 条 正会員の通常会費は次のとおりである。

- | | |
|--|-------------------|
| (1) 資本金又は出資金 1 億円以上の不動産鑑定業者の代表又は 5 人以上の不動産鑑定士等を有する不動産鑑定業者の代表 | 年額 1 9 6, 8 0 0 円 |
| | 月額 1 6, 4 0 0 円 |
| (2) 上記以外の不動産鑑定業者の代表 | 年額 1 1 2, 8 0 0 円 |
| | 月額 9, 4 0 0 円 |
| (3) 不動産鑑定士 | 年額 6 9, 6 0 0 円 |
| | 月額 5, 8 0 0 円 |

(4) 不動産鑑定士補
年額 48,000円
月額 4,000円

(5) (1)、(2)号の代表が(3)、(4)号の士等を兼ねる場合は、(3)、(4)号の通常会費は免除する。

(正会員以外の会員の通常会費)

第6条 正会員以外の会員の通常会費は次のとおりとする。

(1) 賛助会員 法人又は不動産鑑定業者の代表 年額 48,000円
月額 4,000円
個人 年額 30,000円
月額 2,500円
(2) 特別会員 年額 24,000円
月額 2,000円

(3) 名誉会員 会費は徴収しない

(通常会費の納入期限)

第7条 通常会費は上期(4月～9月)と下期(10月～3月)に分割して納入するものとする。

2 納入額は各期とも会費年額の2分の1とし、上期は5月末日、下期は11月末日までに納入しなければならない。

(通常会費の減免等)

第8条 4月1日現在において、満80才以上となる正会員・賛助会員及び特別会員については、通常会費を免除する。

2 4月1日現在において、満70才以上となる正会員・賛助会員及び特別会員については、通常会費の2分の1を減額する。

3 前2項に該当する会員が業者代表である場合は、通常会費の減免等を行わないこととする。

(資格変更等及び中途入会にかかる通常会費)

第9条 年度の途中で会費を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別の変更があった場合及び入会した場合の通常会費は、理事会の承認があった日の属する月から月割り計算で精算、又は徴収するものとする。

(臨時会費)

第10条 臨時会費は、臨時の支出にあてるため徴収するものとし、その額及び納期は

総会において定める。

(納入の猶予等)

第 11 条 会長は、会員から天災その他やむを得ない事由により、通常会費又は臨時会費の納入猶予の申し出があった場合には、1 年を限度として納入を猶予又は理事会の承認を得て、一部又はその全部を減免することができる。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補 則)

第 13 条 この規程の運用に必要な細則については、理事会において別に定める。

2 この規程に定めのない事項については、理事会において協議のうえ決定するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。